第117期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保する体制

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

(2020年４月１日から
2021年３月31日まで)

株式会社 北日本銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名称 (新株予約権の割当日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	権利行使価額 (1株当たり)	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	第1回株式報酬型新株予約権 (2013年7月8日)	110個	普通株式 11,000株	2013年7月9日 ～ 2043年7月8日	1円	4名
	第2回株式報酬型新株予約権 (2014年7月9日)	85個	普通株式 8,500株	2014年7月10日 ～ 2044年7月9日	1円	4名
	第3回株式報酬型新株予約権 (2015年7月8日)	73個	普通株式 7,300株	2015年7月9日 ～ 2045年7月8日	1円	4名
	第4回株式報酬型新株予約権 (2016年7月11日)	104個	普通株式 10,400株	2016年7月12日 ～ 2046年7月11日	1円	4名
	第5回株式報酬型新株予約権 (2017年7月10日)	102個	普通株式 10,200株	2017年7月11日 ～ 2047年7月10日	1円	6名
	第6回株式報酬型新株予約権 (2018年7月9日)	123個	普通株式 12,300株	2018年7月10日 ～ 2048年7月9日	1円	6名
社外取締役	―	―	―	―	―	―
監査役	―	―	―	―	―	―

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 権利行使についての主な条件

新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針（2015年５月13日取締役会決議）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。

(2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。

(3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。

(4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。

(5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。

(6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

(7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。

(2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。

(3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。

(4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

(5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
(6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 定期的（原則として月１回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
(2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
イ 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
ロ 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
ロ 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
ロ 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

ロ 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。

(2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

9. 当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。

ロ 取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。

ハ　監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。
ニ　内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
ホ　監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。

(2)　子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
(2)　監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
(3)　監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

1. コンプライアンス体制について
   - 「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス報告制度」について、各種研修、ＣＳミーティングにおいて周知徹底を図り、また、半期毎の期初に営業店、本部各部及び子会社にコンプライアンス責任者を任命配置し、コンプライアンス統括部署と連携のうえ法令等遵守態勢の徹底を図りました。
   - コンプライアンス委員会（毎月1回開催）においてコンプライアンス状況について、反社会的勢力等対策委員会（四半期毎開催）において反社取引状況や対応方針などについて、それぞれ総合的に把握・管理し分析・評価を行いました。
2. リスク管理体制について
   - 半期毎に策定したリスク管理方針及び重点施策、前期評価について、取締役会においてその内容や履行状況について審議し承認しました。
   - リスク管理委員会（毎月1回開催）において、各種リスクの状況の把握・管理に努めました。
   - 緊急危機対応の発動機会はありませんでしたが、新型コロナウイルスの流行に伴い、組織横断的な対応を継続的に実施しました。
3. 取締役の職務の効率的な職務執行を確保するための体制について
   - 取締役会（毎月1回開催）において経営上の重要事項の意思決定を行ったほか、常務会（原則として毎週1回及び必要に応じ随時開催）において機動的に業務執行について協議、決議を行いました。
   - 社則など経営の基本となる規程に基づき、当行経営全般にわたる基本的基準や各職位の基本的任務とその職務権限を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。
4. 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制について
   - 定期的・随時の子会社への報告要請及びグループ社長会（毎月1回開催）により、子会社の経営内容の的確な把握、連結財務報告の適切性確保、当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を図りました。
   - 当行のリスク管理委員会（毎月開催）において子会社を含めた統合的リスク管理を実施し、また、子会社において自社制定のリスク管理に関する規程に基づき適正な管理態勢の構築や当行関係部署との連携により自らリスク管理向上に努めました。
   - 子会社の業務ごとに管理する当行担当部署を当行規程に則り明確化し、当行グループの適

切かつ効率的な運営確保に努め、また、当行役員の子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役の兼務による適切な業務執行体制を整備しました。

・子会社において自社制定のコンプライアンスに関する規程に基づきコンプライアンス責任者の配置等自社の法令順守体制を整備し、また、当行は子会社より当行のコンプライアンス統括部署へ毎月提出されるＣＳミーティング報告書などにより子会社への指導を実施しました。

5. 内部監査について

・内部監査部署は、営業店、本部各部及び子会社の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しました。

・内部監査部署は、監査の結果を毎月頭取、常務会及び監査役に報告し、概要を半期毎に取締役会へそれぞれ報告しました。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制について

・規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役の指揮命令に従い監査役会運営に関する事務に当たりました。なお、当事業年度において監査役は、その職務を補助すべき専任の職員の設置を要請しておりません。

・監査役は、全取締役に対し法令等に基づく監査役への報告義務事項の有無の確認を半期毎に実施したほか、業務執行状況確認を目的とした稟議書等重要文書の閲覧及び重要な会議への出席、内部監査部署より監査結果報告の受領及び内部監査部署との毎月1回情報交換を実施しました。

・監査役より半期毎に予算申請された監査費用や、費用の前払いまたは事後償還の請求について、それぞれ適切かつ速やかに処理を行いました。

・上記の他、代表取締役と監査役会の意見交換等を目的とした代表取締役の監査役会への半期毎の出席、情報共有及び連携強化を目的とした会計監査人、内部監査部署及び監査役会との情報・意見交換会の半期毎の開催、監査役の公認会計士等専門家への適宜助言要請などを実施しました。

第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,761	4,989	4,989	3,500	210	41,740	1,429	46,881	△931	58,700
当期変動額										
剰余金の配当							△464	△464		△464
圧縮積立金の取崩					△0		0	−		−
別途積立金の積立						800	△800	−		−
当期純利益							1,463	1,463		1,463
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分							△15	△15	54	39
土地再評価差額金の取崩							46	46		46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	−	−	−	−	△0	800	231	1,030	52	1,083
当期末残高	7,761	4,989	4,989	3,500	210	42,540	1,660	47,911	△878	59,783

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,477	4,882	8,360	152	67,213
当期変動額					
剰余金の配当					△464
圧縮積立金の取崩					−
別途積立金の積立					−
当期純利益					1,463
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					39
土地再評価差額金の取崩					46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,502	△46	3,456	−	3,456
当期変動額合計	3,502	△46	3,456	−	4,539
当期末残高	6,980	4,835	11,816	152	71,752

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（車両運搬具については定率法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　３年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 2020年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に主として今後１年間の予想損失額または３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、条件緩和債権等を有する債務者及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,418百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2020年10月８日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当事業年度末までに取引の実績はございません。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀

行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　　6,667百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得

能力を個別に評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定期間続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、貸倒実績に必要な修正を加えた予想損失率により、当事業年度において、貸倒引当金283百万円を追加計上しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の追加引当金を含む貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当該感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額　　1,004百万円
2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計5,109百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は18,623百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は139百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,187百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,497百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	62,940百万円
	貸出金	207,091百万円
担保資産に対応する債務	預金	944百万円
	借用金	176,300百万円

また、その他の資産には、保証金90百万円及び中央清算機関差入証拠金5,000百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は107,987百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが97,704百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基

づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　2000年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める当該事業用土地について地方税法（1950年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第４号に定める当該事業用土地について地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　4,257百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　　12,747百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　　3,002百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,798百万円であります。
14. 監査役との間の取引による監査役に対する金銭債権総額　　10百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　　6,565百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　　1,644百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	244百万円
役務取引等に係る収益総額	3百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	13百万円
その他の取引に係る収益総額	15百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	534百万円
その他の取引に係る費用総額	1百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額203百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗1ヵ所	土地 建物	157百万円
稼働資産	岩手県外	営業店舗2ヵ所	土地 建物	46百万円
合計				203百万円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

3. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	きたぎんユーシー株式会社	所有直接100%	役員の兼任 当行各種ローンの信用保証	各種ローンの被保証	18,316	－	－

(注) 1　取引金額は、期末残高を記載しております。
2　保証料については、一般市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	364	0	21	343	(注) 1 、 2
合計	364	0	21	343	

(注) 1　普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。
2　普通株式の自己株式の株式数の減少21千株は、譲渡制限付株式の割当21千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2021年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年３月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	964
関連法人等株式	－
合　　計	964

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券（2021年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,306	9,205	4,100
	債券	211,452	208,474	2,977
	国債	40,673	39,957	715
	地方債	128,648	127,013	1,634
	社債	42,130	41,503	627
	その他	72,713	68,374	4,338
	小　計	297,471	286,054	11,416
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,286	4,979	△693
	債券	20,223	20,398	△174
	国債	8,822	8,935	△112
	地方債	6,018	6,064	△45
	社債	5,382	5,398	△15
	その他	30,686	31,353	△667
	小　計	55,196	56,731	△1,534
合　　計		352,668	342,786	9,882

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	583
その他	3,179
合　　計	3,763

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

	売　却　額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　　式	1,380	245	20
債　　券	16,377	89	－
国　　債	16,077	89	－
地　方　債	－	－	－
社　　債	300	－	－
そ　の　他	409	139	54
合　　計	18,167	474	74

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は95百万円（その他95百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落したもの、及び、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年３月31日現在）
   該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年３月31日現在）
   該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	4,560	4,411	148	150	△2

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,300百万円
退職給付引当金	528百万円
減価償却	348百万円
その他	1,006百万円
繰延税金資産小計	4,183百万円
評価性引当額	△2,106百万円
繰延税金資産合計	2,076百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△92百万円
前払年金費用	△297百万円
その他有価証券評価差額金	△3,049百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△3,452百万円
繰延税金負債の純額	△1,375百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,473円38銭
1株当たりの当期純利益金額	173円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	172円08銭

第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,989	49,374	△931	61,193
当期変動額					
剰余金の配当			△464		△464
親会社株主に帰属する当期純利益			1,522		1,522
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△15	54	39
土地再評価差額金の取崩			46		46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,089	52	1,142
当期末残高	7,761	4,989	50,464	△878	62,336

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,477	4,882	△284	8,075	152	69,422
当期変動額						
剰余金の配当						△464
親会社株主に帰属する当期純利益						1,522
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						39
土地再評価差額金の取崩						46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,503	△46	455	3,911	－	3,911
当期変動額合計	3,503	△46	455	3,911	－	5,054
当期末残高	6,981	4,835	170	11,987	152	74,476

連結注記表

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
(2) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針
(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　　２社
きたぎんユーシー株式会社
きたぎんリース・システム株式会社
② 非連結の子会社及び子法人等
きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
なし
② 持分法適用の関連法人等
なし
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
④ 持分法非適用の関連法人等
なし
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.(1)及び2.(2)（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法（車両運搬具については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 2020年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に主として今後１年間の予想損失額または３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、条件緩和債権等を有する債務者及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,418百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額

のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)　役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9)　睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2020年10月８日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当連結会計年度末までに取引の実績はございません。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

   貸倒引当金　　7,128百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

   (1) 算出方法

   貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

   (2) 主要な仮定

   主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

   新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定期間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、貸倒実績に必要な修正を加えた予想損失率により、当連結会計年度において、貸倒引当金283百万円を追加計上しております。

   (3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

   上記の追加引当金を含む貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当該感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計5,109百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は425百万円、延滞債権額は18,629百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は139百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,194百万円であります。

   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,497百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	62,940百万円
	貸出金	207,091百万円
	リース債権及びリース投資資産	517百万円
担保資産に対応する債務	預金	944百万円
	借用金	176,676百万円

また、その他資産には、保証金97百万円及び中央清算機関差入証拠金5,000百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、112,015百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが101,732百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額　12,798百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,002百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,798百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却59百万円を含んでおります。
2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額203百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗1ヵ所	土地 建物	157百万円
稼働資産	岩手県外	営業店舗2ヵ所	土地 建物	46百万円
合計				203百万円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結される子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	8,793	－	－	8,793	
合計	8,793	－	－	8,793	
自己株式					
普通株式	364	0	21	343	(注) 1 、 2
合計	364	0	21	343	

(注) 1　普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2　普通株式の自己株式の株式数の減少21千株は、譲渡制限付株式の割当による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					152	
合　計		―					152	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	252百万円	30円	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	211百万円	25円	2020年9月30日	2020年12月7日
合　　計		464百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　211百万円
② 1株当たり配当額　25円
③ 基準日　2021年3月31日
④ 効力発生日　2021年6月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、資金の貸付や預金の受入などの銀行業務を中心に、クレジットカード業務やリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

資金運用については、中小企業や個人などへの貸出金による運用のほか、安全性の高い国債及び社債を中心に有価証券による運用を行っております。

資金調達については、預金による調達を主としておりますが、借入金などによる資金調達も行っております。

また、当行では、金利や外国為替相場等の変動リスクに対するヘッジニーズの増大と高度化に対応するため、また市場リスクの適切な管理のため、デリバティブ取引を利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の中小企業及び個人に対する貸出金であり、主に、与信先の財務状況の悪化等の信用事由に起因して、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式及び投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、主に、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値や収益が変動し損失を被る市場リスクに晒されております。

預金や借入金などの金融負債による資金調達は、当行グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、市場の混乱等により市場において取引ができなくなるなどの流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、主な取引として、金利スワップ取引があります。当行では、主として金利の変動による資産又は負債の損失可能性を減殺する目的で金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引には、市場の変動により損失を被る市場リスク、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、資産の健全性向上を目的として、「クレジットポリシー」を制定しております。与信取引に際しては、これを遵守した基本に忠実な審査を実施するとともに、優れた与信の判断能力と管理能力の習得に不断の努力をもって臨み、地域金融機関としての社会的使命を果たすための普遍的な態勢作りに取り組んでおります。

組織・体制面では、審査・管理部門と営業推進部門を完全に分離し、厳格な審査・管理体制を敷くほか、行員に対しては、集合研修や審査トレーニー、営業店指導等により、与信実務の実践指導を実施し、与信審査能力の一層の向上を図っております。

また、信用格付結果及び債権の保全情報をもとに、貸出資産などの回収や価値の毀損の危険性の度合いを厳正に判定し、適正な償却・引当の実施による貸出資産などの健全性の維持を図っております。

② 市場リスクの管理

当行では、主要な市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）の管理については、「リスク管理規程」に基づきリスク管理部門が内外金利、株価、為替レート等をリスクファクターとしてVaRを計量するほか、円貨の運用・調達構造の分析に基づく収益シミュレーションやBPVによる金利感応度の測定を定期的に行うなど、リスク量の多面的な把握を図っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引」であります。これらの金融商品について、VaR（保有期間は有価証券の純投資株式、投資信託を１ヵ月、債券、政策投資株式を６ヵ月、観測期間は１年、信頼区間は99％、共分散行列法）を用いて市場リスク量の定量分析を行っております。算出にあたっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。2021年３月31日において、当該リスク量の大きさは6,060百万円になります。2021年３月31日時点でVaRを用いてバックテスティングを行った結果、245回に対して超過する回数は1回であり、使用モデルは問題ないものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率により算出しているため、市場環境が激変する状況下では正確に捕捉できない可能性があります。このため、当行ではバーゼル銀行監督委員会の３ゾーンアプローチに基づきVaRの信

頼度判定を行い、保守的にリスク量を乗数補正しております。

有価証券を含む投資商品については、半期毎に常務会より運用方針等の承認を得て保有しております。また、市場運用部門のミドルオフィスが運用基準等の遵守状況を把握し、経営陣に報告を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、資金繰り管理部門が日常的に支払準備資産の把握・管理を行い、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を進めるとともに、リスク管理部門が支払準備の十分性についてリスク管理委員会に定期報告を行うなど、流動性の適正水準の管理体制を確立しております。

また、流動性危機発生時の全行的な対応を定めるなど、万一の場合にも備えた万全の体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	316,398	316,398	△0
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	97	97	－
(3) 金銭の信託	4,560	4,560	－
(4) 有価証券			
その他有価証券	352,669	352,669	－
(5) 貸出金	944,184		
貸倒引当金（*）	△6,644		
	937,540	947,175	9,635
資産計	1,611,266	1,620,902	9,635
(1) 預金	1,390,913	1,390,962	48
(2) 借用金	177,021	177,028	7
負債計	1,567,935	1,567,991	56

（*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債は、内部信用格付や保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部信用格付や債権の保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預　金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	585
②　組合出資金（＊３）	3,219
合　　計	3,804

（＊1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊2） 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
（＊3） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
   該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名	当行の取締役(社外取締役を除く)8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 17,800株	当行普通株式 15,200株	当行普通株式 10,900株
付与日	2013年7月8日	2014年7月9日	2015年7月8日
権利確定条件	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2013年7月9日～2043年7月8日	2014年7月10日～2044年7月9日	2015年7月9日～2045年7月8日

	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く)8名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名	当行の取締役(社外取締役を除く)9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当行普通株式 15,400株	当行普通株式 15,100株	当行普通株式 18,200株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。	権利の確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月12日～2046年7月11日	2017年7月11日～2047年7月10日	2018年7月10日～2048年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	－	－
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	11,000	8,500	7,300	10,400	10,200	12,300
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－	－
未行使残	11,000	8,500	7,300	10,400	10,200	12,300

② 単価情報

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使時平均株価	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価	1株当たり2,107円	1株当たり2,451円	1株当たり3,226円	1株当たり2,401円	1株当たり3,046円	1株当たり2,366円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	8,795円72銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	180円33銭

メ　モ　欄

メ　モ　欄

メ　モ　欄